

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和4年6月16日（第3日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから、令和4年平泉町議会定例会6月会議8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。猪岡議員から欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、請願第1号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願を議題といたします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、1号、付託年月日、令和4年6月9日、件名、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願。

審査の結果、不採択とすべきものとなりました。

委員会の意見。

えん罪は決してあってはならないものであるが、刑事訴訟法の改正は司法制度全体の在り方と密接に関連する問題であり、刑事訴訟法のみならず、刑法そのものへの知見が必要である。高度な専門的知見を有しない地方議会としては審議の範疇を超えており、慎重に扱うべき問題であることから、本委員会において判断すべきものではなく不採択とする。

議長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋議員。

8番（高橋伸二君）

今、委員会の不採択とすべきものとする意見が述べられましたのでお伺いしますが、えん罪は決してあってはならないと、ここでの共通認識は持たれていたようでございますけれども、いわゆる審議をした委員会の委員と言えば語弊があるかもしれませんが、知見がないと。高度な専門的知見を有しない地方議会としては慎重に扱うべき問題だと、このように述べられています。

そこでお伺いをするわけですが、委員会審議の過程でこのような意見が出たときに、委員長として取るべき道があったと思うのですが、そのような議論は審議過程の中でなかったのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

4番、氷室です。

ただいまご質問ありましたが、そのような議論はありませんでした。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

高橋議員からもありましたけれども、範疇を超えている審議という話にも関わるわけですが、そういうことであれば、例えば継続審議とかという対応もあったのかなと思うわけです。今なかなか判断できないといった、そういったところは意見は出なかったのか。また、委員長として立場、采配と言いますか、そういったことできるのかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

継続審査の議論も出ておりません。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

委員長報告は不採択ですので、まず、原案に賛成の発言を許します。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私は、請願を採択すべきという立場で討論をさせていただきます。

えん罪は国家による最大の人権侵害の一つであるというふうに言われております。この請願を審議した委員会の中でも、えん罪は決してあってはならないというふうに述べています。

日本弁護士連合会によりますと、日弁連はこれまで数多くの再審事件の支援に取り組んできました。近年では足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件でそれぞれ再審無罪判決を勝ち取り、その後、湖東事件、日野町事件では再審開始決定という成果を上げ、湖東事件は令和2年、再審無罪が確定をいたしました。ただ、我が国においては、再審は開かずの扉と言われるほどそのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。それは、各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度の抱える制度的、構造的な問題が改善をされていないことによると日弁連は述べています。

言うまでもなく、再審とは、誤った判断により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であります。ところが、現行の刑事訴訟法に定められている規定は、ほとんどが裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その裁判所の判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとはなっていないことが、日本弁護士連合会の見解としてもホームページに公開されています。したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法第13条の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すことが必要であることは論を待ちません。

本請願は、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することなくしてえん罪被害者の救済は困難であることから、早急に法改正を必要とする喫緊の課題であるとして求めているものであります。先ほど紹介した再審開始決定となった事件では、再審請求手続またはその準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼした結果であると言われております。再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であることを改めて浮き彫りにしています。

ところで、通常の裁判における証拠開示を定めた刑事訴訟法は、2004年の法改正において証拠開示制度が明文化され、さらに2016年の法改正において、この証拠開示制度が拡充をされました。

しかし、再審請求手続における証拠開示については、今だにこのような明文規定が存在していません。そのために証拠開示の基準や手続きが明確ではなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、時に開かずの扉あるいは再審格差と呼ばれ、証拠開示の実現に向けた裁判所の訴訟意識の在り方にも大きな差が生じていると言われていています。したがって、再審請求手続においても、憲法で保障する再審請求人の尊厳を守る上からも、通常の裁判において必要とされているものと同様に、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければならないというのが今回の願意の趣旨であると理解することができます。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てによってさらに審理が長期化し、ときには再審開始決定が取り消され、振出しに戻るといった事態も繰り返されてきました。そのため、えん罪被害者の救済が長期化することとなり、極めて深刻な状況となっています。例えば名張事件や日野町事件の元被告人は既に亡くなりました。大崎事件の元被告は今年95歳です。袴田事件の元被告は同じく86歳と相当な高齢となっています。

そもそも再審は、えん罪被害者を救済するための最終手段であります。無実を訴える人の人権保障のためにのみ存在する制度であります。日本国憲法第13条は、一人一人の人間をかけがえのない存在として大切にするとする個人の尊重を究極の価値としています。このような憲法の下では、無実の人を国家が処罰することが絶対にあってはならないことは当然の帰結と言えます。

しかし、それでもえん罪は発生してきました。このことは、この間次々と明らかとなった再審無罪の事例にも端的に現れています。10年、20年、時には人生の大半をかけて自らの無実を主張するえん罪被害者が後を絶っていないのであります。そのため、請願者はえん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する必要があることを述べているのであります。日本弁護士連合会もこれまで再審法改正の必要性を指摘し、1991年3月には刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書を公表していますが、しかし、現在の刑事訴訟法が施行されてから73年を経た今なお、再審法は何ら改正されることなく現在に至っているのが現状です。

日本弁護士連合会はこのことについて次のように述べています。これまで日弁連が支援してきたいわゆる死刑再審4事件と言われる免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件、現在支援中の袴田事件の例をあえて引くまでもなく、時には死のふちに立たされるえん罪被害者を救済する最終手段こそ再審であると強く訴えているわけであります。同僚議員の皆さん、この間、再審や冤罪被害に関する様々な報道がなされ、中学校や高校の社会科の教科書でも再審が取り上げられるなど、市民の再審やえん罪被害に対する問題意識、そして日本弁護士連合会などの再審支援活動に対する関心はこれまでになく高まっています。

本請願を審議した委員会が不採択とした意見は、刑事訴訟法、刑法への知見が必要であり、高度な専門的知識を有しない地方議会として審議の範疇を超えており、慎重に扱うべき問題であるというふうに述べています。先ほど委員長が、取るべき対応を取らなかったことを発言されたわけですが、このような認識を持ったのであれば、審議した委員会として取るべき道があったのであります。それは、参考人招致をするという道。その上でなおさらに知見が必要だというのであ

れば、継続審議にするという選択肢も残されていたのであります。

事は、無実の人の命を救うのかどうかという極めて崇高な問題なのであります。皆さん、考えてみてください。無^む辜^この平泉町民がある日突然、無実の罪を着せられるえん罪被害者にならないとも限りません。こうしたえん罪事件は、元厚生労働省事務次官、村木厚子さんのえん罪事件として皆さんの記憶にも残っているというふうに思います。

この村木さんの事件では、検察が検察にとって不利益な証拠をひた隠しにしていたものの、先ほど紹介をした証拠の開示の法改正が行われて、検察が持っていた全ての証拠を開示させたことによって無罪が認められたえん罪事件でありました。村木厚子さんの事件を見るまでもなく、再審のルールづくりとともに、えん罪の温床となっている取調べの可視化の制度化も忘れてはならないものの一つであります。その必要性を広く訴え、実現するためには、今においてほかにないことを訴え、私は本請願を採択すべきとする立場から賛成討論といたします。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

7 番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

私は、このえん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願を採択することに反対の立場から討論に加わります。

刑事訴訟法の再審規定の改正につきましては、以前より全国の地方議会に請願提出されているものであります。しかしながら、その審議は大変難航してございます。理由として、人間の尊厳や生命に係る事案であり、専門的で高度な知見をもって審議する必要があることから安易に判断をすることができない重要な問題だからであり、それを地方議会が判断することにはなかなか難しい、無理があると思うからであります。

2016年、参議院におきまして刑事訴訟法の改正が審議をされ、容疑者の取調べを録音、録画を認める取調べ可視化の法改正が成立いたしました。この可視化によって、捜査官による自白の供用などの有無は一目瞭然となり、えん罪を生まない新しい刑事訴訟法の構築に向けた重要な一歩となりました。さらなる改正につきましては、現在国において検察庁の担当、刑事手続をする担当者、最高裁、法務省、日本弁護士連合会などが合同の協議会で多角的に議論を積み重ねているところであります。

本請願の趣旨は至極もったもなことであり、えん罪は決してあってはならないものです。しかしながら、事は司法に関わる重要な課題であり、様々な角度から検証、検討されなければなりません。現在そうした検証、検討を国会や国の協議会が議論を行っていることでもあり、地方議会の私どもといたしましては、審議を見守る立場にあるものと思います。

法改正は司法制度全体の在り方と密接に関連する問題であり、その是非の判断には刑事訴訟法のみならず刑法そのものへの知見が必要であります。専門的な知見や検証する資料を何ら持たない地方議会において、審議すべき範囲を超え、本議会の権限が全く及ばないこうした請願については、安易な判断で採択をすることには慎重であるべきと考え、本請願を採択することには反対

であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

5番、阿部圭二です。

それでは、請願に対しての賛成意見を述べさせていただきたいと思います。

無実の人が罪に取られるえん罪事件は、とても重大な人権侵害にほかなりません。多くのえん罪事件に共通していることは、警察の留置所に長期に身柄を拘束された上で取調べ室という密室で自白を強要され、そこで作成されたその自白調書が有罪の証拠とされていること、警察によって無実の証拠が隠されて法廷に出されないことです。

政府はえん罪をなくすための制度改革を検討するために法務省の法制審議会に特別部会を設け、その結果が2014年9月に法務大臣に答申されました。しかし、答申は、警察や検察の抵抗のため、取調べの可視化、録音、録画も対象が刑事裁判の2%にとどまり、警察手持ち証拠も一部の事件でリストが開示されるにとどまるなど、全く不十分な内容となっています。犯罪というレッテルは、罪を犯していない人に重くのしかかることとなります。裁判で有罪判決を受けなくても、犯罪の嫌疑を理由として身体を拘束されることは、罪を犯していない人の生活に深刻な打撃を与える。こうしたえん罪を防止することは、刑事司法の最も重要な課題です。

このような請願、国政や司法については町議会とはかけ離れた請願で、この場で議論することはおかしい、ふさわしくないという趣旨の意見もありました。町議会とかけ離れたものではありません。誰でも無実の罪、えん罪の被害者となり得る問題であり、私たちの身近な問題なのではないでしょうか。

以上、討論とします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

4番、氷室です。

原案に反対の立場から討論いたします。

えん罪は決してあってはならないものであります。しかしながら、今回の請願内容は、一地方議会の審議の範疇を超えたものであります。専門的な知見を有せず決断を下すこと、これは請願者の本意ではないと考えます。また、安易に決断を下し、総花的に採択すること、これも請願者に対する冒瀆ではないでしょうか。

我々平泉町議会はこれまで数々の研修、勉強会を受けてまいりました。その中で、請願に関し、地方議会の審議の範疇を超えたもの、これは消極的不採択とすべきであるという考えを持つ有識者もいらっしゃいました。私は平泉町議会の一議員として、この考えに同意するものです。

以上のことから、原案に反対いたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山光裕です。

請願第1号について、賛成の立場から討論します。

まず、請願者団体、日本国民救援会について触れたいと思います。

日本国民救援会は今から94年前に結成されました。日本の人権・法曹団体であり、えん罪事件や検察などの権力による人権侵害、政治弾圧事件の被害者、その他労働事件等被害者を救済、支援する活動を行っており、全国で100件を超える事件を今応援し、会員数は5万1,400人と団体会員とホームページ及びインターネット百科事典の中で記されています。

袴田事件の例についてお話をしたいと思います。袴田事件は1976年12月、死刑が確定しました。81年に静岡地裁に再審請求をいたしましたが無効され、高裁、最高裁に即時抗告するなどしましたが、2008年に最高裁が特別抗告を棄却、改めて静岡地裁に第2次再審を請求し、証拠の開示を求めました。刑事訴訟法は再審において検察官が証拠開示を認める明文の根拠がないことから、根拠がないので認められません、一切開示を拒否するという態度を当初は取りました。

しかし、これを受けて裁判所は、弁護人は証拠が捏造なのだから、検察官も証拠を開示したらどうかと言い、ようやく2010年に検察は28点の証拠を開示しました。その証拠

を基にDNA鑑定をした結果、血痕は被害者とも被告とされている袴田さんとも不一致だったことが分かり、2014年によく再審開始が決定されたのであります。

ところが検察は、高裁に即時抗告、最高裁に特別抗告したことでさらに8年が経過し、今日に至っております。最終的に583点の証拠が出されましたけれども、その中には重要な証拠とされた血染めの衣類がありましたが、当初はBと言われるサイズが、これは大きさを表すものだと検察は主張しておりましたが、法廷の中で実際に履いてみると入らなかった。そうすると、長い間みそ漬けになっていたのが縮んだということまで主張していました。

ところが、583点の検察が出した証拠の中には、このBというのはサイズではなく色のことだということが書かれた製造メーカーの供述書まで入っていたのであります。検察は色だと知りながら、平然とB体というサイズだというのを主張したのであります。この第1次の再審請求で初めて明らかになったものです。

袴田事件では、証拠開示が再審開始決定に与えた影響は大きかったと言われております。そして、即時抗告、特別抗告と言われ、不服申立てが検察に認められていることが、裁判を覆す新たな証拠が出て、裁判のやり直しが延々と先延ばしにされている問題となっているのです。

えん罪事件はよその話ではありません。1999年9月、一関市で岩手病院の呼吸器停止事件というのがありました。夜勤の看護師が間違えてスイッチを切ったとして有罪判決が確定しています。この事件では、夜勤の看護師が人工呼吸器のメインスイッチをアラーム消音ボタンと誤って切ったとして、業務上過失致死罪で起訴されたものです。

しかし、裁判では、事故の起きた人工呼吸器と同種のもの故障が多く、機械の故障の可能性があること、看護師が間違えたと言われた後も患者の生存が確認されていたという重大な疑問が明らかになっていました。日本医療機能評価機構によると、人工呼吸器に関する事故やトラブルは年間100から200件ある。そして、死亡に至るケースも10件以上発生していると言われております。

今から30年ほど前、一関市巖手町で火災がありました。放火容疑者として、火災に遭ったお宅の奥さんが警察から容疑をかけられ、任意の取調べを受けました。眠ることも許されず、ただただ、お前がやったのだろうと自白を求められたのです。物的証拠など何もありません。幸い弁護士に相談し、検察の不当な取調べをやめさせ、起訴はさせませんでした。このとき私も弁護士に同行し、生々しい不当な取調べの話をお聞きしました。

犯罪には犯人がいるわけですから、物的証拠がない場合、捜査機関としては犯人がいないと困るわけです。そこに自白の強要という問題が起こると考えられます。自白強要がえん罪をつくる要因の一つとも言われています。

このように、突然容疑者になり、犯罪者とされた事例はたくさんあります。よそごと、他人ごとではありません。そして、間違った捜査、裁判がされたとしたら、それを正す仕組みが必要だということだと思っております。

映画「Shall we ダンス？」の監督でもある周防正行さんは、JR横浜線の電車内で女性に痴漢を働いたとされて有罪となった事件をモデルに映画「それでもボクはやってない」を制作しています。現行制度については、再審はできますよと言っているだけで、その後どうい

う手続きを踏むかは全く決められていませんと再審の法改正を訴えています。前段にあった厚労省の事務次官を務めた村木厚子さんも、身に覚えのない罪に問われることが許されてはいけない、疑いが生じた場合にはできる限り早く裁判のやり直しを行わなければならないと再審の法改正を求めています。専門的な高度な知識という議論ではないと私は思います。

そして、今協議をされているという討論もありました。しかし、国民の側から、あるいは議会の中から、地方から息を上げていくということが非常に大事だと私は思います。同様の請願は岩手県議会、北上市議会、八幡平市議会、住田町議会などでも採択され、意見書が提出されています。

以上のことから、請願は採択すべきものであり、私たち議員、そして議会としての良心と正義が問われる問題であることを述べて、討論といたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（高橋拓生君）

起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第2、議案第29号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

それでは、私のほうから議案第29号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案書5ページをお開きください。

今回の改正は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部が令和4年6月1日から施行されることに伴い、平泉町手数料条例に定める狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料の一部を改正し、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第29号参考資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

現行では狂犬病予防法に基づき、生後90日を経過した犬の所有者は市町村への登録が義務づけられており、その登録手数料として1頭につき3,000円を徴収しております。改正後におきましては、マイクロチップを装着した犬につきましては、指定登録機関から犬の所有者の情報が市町村に通知され、マイクロチップが犬の鑑札とみなされることになり、窓口での申請及び犬の鑑札の交付が不要となることから、犬の登録手数料については無料としようとするものであります。

本条例の改正につきましては、令和4年6月1日から適用するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

日程第3、議案第30号、肉用牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

それでは、議案書7ページをお開き願います。

議案第30号、肉用牛導入資金貸付基金条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

参考資料2ページ、議案第30号新旧対照表で説明をさせていただきます。

この条例は、繁殖用肉用牛の導入の際の資金につきまして、女性農業者を対象に貸付けするため平成9年度に制定しております。制定当初から現在まで23件の貸付けがございましたが、一度導入した農家は子牛を保留させて世代交換させるサイクルが出来上がっていること、また女性の

新規就農者が増えていないこと、それから畜産農家全体の減少などにより、近年はこの基金を利用する方がいないというような状況となっております。

今回の改正は、第3条の中の農業に従事している「女性」の部分を農業に従事している「者」に改め、貸付け対象者を拡大し、より多くの町内畜産農家に支援が行えるようご提案申し上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今、説明をいただきましたが、以前にもこういう基金があって貸付けをして、なかなか借手があるように伸びないということで女性にしたことがありました。いずれにしても、今、基金残高幾らあるのですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

基金残高でございますけれども、現在のところ753万9,000円でございます。

議長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

何年前かはちょっと今忘れましたが、いずれそのときの質問時にも、この700幾ら何がしの金額がありました。一向にこれ、変わっていないということは、利用者が全くないとは言わないけれども、ないに等しいのではないのかなというように思っていますが、これを例えばこれからもずっと続けて、何年も何年も、果たしてこの基金を残していく必要があるのかというように私は思いますが、その辺の考え方というか、これからの在り方というものをお聞かせいただきたい。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

今回貸付け対象者を拡大いたしまして、どのぐらいの利用があるかというような状況を見極めまして、数年間また利用がない状況ということになれば、その際にまた判断したいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

10年間ですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

特に年数ということは定めなくて、2年、3年というようなスパンで貸付け状況を見ながら判断していきたいという考えでございます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

若干補足させていただきますが、いずれ、以前議会でもご指摘があったように、基金が動いていないと、目的に沿った動き方をしていないというご指摘もありました。そんな中で、今回こういった形で提案させていただいたのですが、昨今、子牛市場であったり、そういった市場がやはりかなり高騰しております。餌とか燃油等の状況によって、若干最近は下がりましたけれども、しかしながら平均で、最近は70万ちょっと切ったのですが、70万、80万、そして90万という、そういう状況であります。特に繁殖で素牛にしようとして求めようとすると、やはり80万から100万ぐらいする、そういうのが現実的にあります。

それを女性ということに捉えないで少し範囲を広げて、そして状況も、これで基金をさらに活用していただくように町としても、農協生産者団体ともその辺もしっかり連携取りながら、畜産振興のために役立ててまいりたいというふうに思っております。その状況も積極的に推進しながら、見定めながら、また対応もさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。ここで2年とか3年と決めるものではございませんが、ただ積極的に畜産振興のためにこの基金を活用できるような体制を整えながら、さらに推進してまいりたいというふうに思っております。ご理解賜りたいと思います。

議長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

この今、聞いた限りにあつては、基金の残高が変わらないということは、これからいろんな形で進めようとしている気持ちは分かりますが、いずれ皆さんに多くこの基金を利用していただくことを期待して、質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

ほかに。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

升沢です。

同僚議員が平成27年の決算議会の中でこの肉用牛の基金について質問をして、それで女性農業者ということで、そのときに議会の広報で取上げさせていただいた記憶があります。平成27年度

は同僚議員の質問に答えて、基金の金額と、それから今年度は1名だったというような答弁がございました。そして、それから年数がたっておりますが、女性ということではないとは思うのですけれども、やはり女性農業者に期待するということも残しながら範囲を広めたと、そういうふうな解釈でよろしいのでしょうか。

それから、その後、平成27年以降、女性で基金を使ったという方はいるのか、いないのか、そこをお知らせください。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

議員おっしゃるとおり、女性と一緒に、女性も男性も分け隔てなく利用していただくというような考えでございます。それから、平成27年度以降の貸付けということでございましたけれども、それ以降の貸付けはございません。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

請願第1号の討論において不適切な発言がありましたので、会議規則第64条の規定によって取り消しを申し出たいと思います。

内容についてでありますけれども、委員会審議の文章の中で使用してほしい文章だけを言いますので、よろしくお願いします。

このような請願、国政や司法については町議会とはかけ離れた請願で、この場で議論することはおかしい、ふさわしくないという趣旨の意見もありました。町議会とかけ離れたものではありません。誰でも無実の罪、えん罪の被害者となり得る問題であり、私たちの身近な問題なのだという文章以外の文章を削除お願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（高橋拓生君）

ただいま阿部圭二議員から、会議規則第64条の規定によって発言の取り消しをしたいとの申し出がありました。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋です。

討論した当事者からの申し出ですから、それを削除することについて異議を申し立てるものではありません。ただ、私が心配するのは、請願を審査した委員会における審議がどのようになされてそのような発言につながったのか。視点を変えれば、今の請願を審査した委員会の審査の方法、審議の在り方、このものについて、議会運営委員会なり全員協議会の中で精査をする必要があるのではないかというふうに思いますので、後に議長で判断をしていただきたい。

以上です。

議長（高橋拓生君）

お諮りいたします。

発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

したがって、阿部圭二議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、議案第31号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書9ページをお開き願います。

議案第31号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

このたびの補正予算の歳出につきましては、令和4年度人事異動に伴う職員給料などの人件費の予算調整のほか、主に新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急経済対策の実施に必要な予算を計上するため提案させていただくものでございます。

それでは、議案書10ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税、2項固定資産税2,108万3,000円。これは、現年課税分の増額でございます。

14款国庫支出金1億881万2,000円、1項国庫負担金907万3,000円。これには新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額でございます。2項国庫補助金9,973万9,000円。これには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,012万3,000円の増額、マイナポイント事業費補助金290万円、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金500万円が含まれております。

15款県支出金226万4,000円の減、2項県補助金226万8,000円の減。これには若者・移住者空き家住まい支援事業費補助金60万円、国庫補助金への予算組替えによるマイナポイント事業費補助金290万円の減額が含まれております。3項委託金4,000円。

18款繰入金、1項基金繰入金908万9,000円の減。これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

20款諸収入、5項雑入23万7,000円。

歳入合計補正額1億1,877万9,000円でございます。

次に、議案書11ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費3,000円。

2款総務費453万7,000円の減、1項総務管理費962万7,000円の減。これには職員給料524万2,000円の減額、公共交通事業者燃料価格高騰緊急対策支援金250万円、若者・移住者空き家住まい支援事業費補助金120万円、地域活力推進費の農業費及び土木費への予算組替えに伴う500万円の減額が含まれております。2項徴税费558万5,000円。これには職員給料及び再任用職員給料301万2,000円の増額が含まれます。3項戸籍住民基本台帳費3,000円、5項統計調査費49万8,000円の減。

3款民生費1,428万3,000円、1項社会福祉費1,177万6,000円の増。これには職員給料626万3,000円の増額、子育て世帯等臨時特別支援事業に係るシステム改修業務委託料110万円が含まれております。2項児童福祉費250万7,000円。これには低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金500万円の増額が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費4,550万9,000円。これには職員給料251万6,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種委託料810万7,000円の増額、ワクチン接種会場設営業務委託料690万7,000円、ワクチン集団接種スタッフ派遣業務委託料190万1,000円が含まれております。

6 款農林水産業費、1 項農業費1,206万1,000円。これには職員給料280万4,000円の減額、地元産ワイン・どぶろく等消費拡大イベント開催支援補助金20万円、主食用米稲作付燃油・資材高騰支援事業補助金1,011万円、要害地区農道修繕工事費140万円が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費4,885万2,000円。これには平泉まちはく促進事業費補助金1,200万円、中小企業等経営支援金1,600万円、原油高騰対策運送事業者等支援金510万円が含まれております。

8 款土木費795万3,000円、1 項土木管理費580万円。これには職員給料510万7,000円の増額、再任用職員給料237万1,000円の減額が含まれております。2 項道路橋梁費264万5,000円。これには町道上街道線道路修繕工事費100万円、外山入口橋修繕工事費260万円が含まれております。4 項都市計画費207万6,000円。これには特定空家等解体工事費355万円が含まれております。5 項住宅費256万8,000円の減。これには職員給料191万円の減額が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費182万5,000円の減。これには職員給料120万7,000円の減額が含まれております。

10款教育費352万円の減。

次に、議案書12ページをお開きください。

1 項教育総務費501万6,000円の減。これには職員給料479万4,000円の減額、再任用職員給料237万1,000円の増額が含まれております。2 項小学校費23万4,000円、3 項中学校費147万9,000円。これには平泉中学校体育館天井等修繕工事費144万4,000円が含まれております。4 項幼稚園費103万1,000円の減、5 項社会教育費81万4,000円。

歳出合計補正額 1 億1,877万9,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

6 番、三枚山ですけれども、26ページ、それから28ページのあたりです。イベント開催支援補助というのがあります。それから、これ26ページです、主食用米米稲への支援。それから7 款2 項、まちはく町内イベント、その辺について伺いたいと思います。

まず、この間こういった支援策を速やかに対応したということは、これは評価すべきことだと思います。その上でなのですけれども、やはり今コロナの感染の広がり、それから燃油、物価高騰ということになっておりまして、1 つは、町内事業者の実際状況というのはいろんな支援策も今回も入るわけですけれども、やっぱり物価が上がって、物の値段、飲食店であれば提供しているものを値上げするとかという状況もあるのだろうと思うのです。その辺はどうなっているのかなど。

それから、農業関係です。多分6 月……

議長（高橋拓生君）

三枚山議員、一問一答で行いますので。

6 番（三枚山光裕君）

では、その辺について、1つは町内の飲食店などの今、物価高騰も含めた影響の広がりの中で値上げせざるを得ないとか、そういった状況というのは今どうなっているか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今のご質問は、価格に転嫁しているかという質問かと思えますけれども、商工会と確認はしたのですが、そういった値上げというのは確認しておりません。

ただ、商工会も去年、おとしと色々なアンケート調査を実施しております、事業者に対しまして。その中で、8割の事業者は非常にコロナの影響が大きいと。ただし、その中でも1割の事業者につきましては売上げが伸びていると。それにつきましては、コロナの影響でなのか、もしくはいろいろな趣向を凝らして売上げ伸びているものか、どちらかになりますけれども、そういった状況ではございます。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

質問の仕方が変わったので。

それで、聞き取りしましたら、やっぱり10円、20円とか上げているところもありました、食べ物です。だから、やっぱり上げざるを得ない。つまり、いろいろな小麦とか食油とかが上がってきて、やはりそういった対応をせざるを得ないということでありました。

それで、いずれイベント企画とかまちはくとかということであることになっているのですけれども、やはりそういう点では一定の感染症対策もしながら、さらなる支援とともにそういった努力というのは必要だと思うのです。

それで、ちょっと紹介したいことがあって、3年ぶりに藤原まつりをやりまして、俳優の伊藤健太郎さんが見えまして、婦人公論という雑誌に健太郎さんのコメントが載っていたのです。そして、自分のことなんか知らないくらいの年配の方々が声援を送ってくれたと、本当に元気出たということで、私SNSでちょっとツイートしたらどんどん広がってきて、平泉行ったと。それで、健太郎さんの笑顔を引き出してくれてありがとうとか、町長様、役場の職員の皆様本当にありがとうございますというのがいっぱい来たのです。

そして、県内でも、行ったことないけれども初めて平泉の藤原まつりに行きましたというのがありました。ですので、今これからの色々な企画をされるという中で、やはりこういった、若い人たちだと思います、伊藤健太郎さんのファンなんて。いずれSNSも使ったり、なかなか厳しい状況になっている中で、そういった努力というか工夫がさらに必要なのかなというふうに思い

ますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今お話しありました今回義経役で来られました伊藤健太郎さんについては、私も拝見させていただきました。それで、昨日実は観光協会のほうの会議がありまして、私も参加をさせていただきました。いろんな反省の部分、あとは伊藤健太郎さんのツイートの話題にもなったところがございますけれども、いずれ今後いろんなイベントを企画して、今回提案申し上げるところでありますけれども、まずイベントの補助でございますが、今回上限を50万円としまして、それで3分の2の補助を考えております。これにつきましては、町が主催するものではなく民間の企画、実施するものに対しまして3分の2、上限50万円を補助するものであります。この事業の目的なのですが、もちろんコロナで観光客が落ち込んだというのを回復するのがあるのですけれども、もう一つ、商工会も一緒にそのイベントに出店をしていただきまして売上げを上げてもらうというのも目的としておりますので、こういったイベントを随時開催しながら、消費回復のほうに向けていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

あまりの反響にびっくりして、私も何を聞こうかと思ったけれども、いずれ若い人がうんと多いということで、やはりそういった方々向けの、いわゆる平泉を好きになったという話ですから、ますます必要なのだろうと思います。

それで、農業の関係です。この間も聞いたのですが、6月から肥料等値上げがあったと、このJAいわて平泉から。農家の皆さんに農協から秋肥料の注文が回っていると思いますが、どういう状況になっているかつかんでいきますでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

秋肥料につきまして、ちょっとまだ情報は得ておりません。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

多分、課長のところにも届いていると思います。

それで、これ、JAいわて平泉です。令和2年、おととしと比べて、今度回っている秋肥料、令和4年の秋というもので、硫安で161%、尿素、これ273%、塩化カリが219%、1,694円から3,713円とか、もうすごいのです。

実は、農家の方にこの間いろいろ話も聞く機会があって、産建委員会でも委員の中から、なかなか今の状況、米価も下がり担い手もないということで、本当にどうなるのだという話も出ました。今度のこの肥料の価格などで、やはり多くの方が、いや、どうするのかと。できないと。後継者もないという、本当に深刻な話。こんな声を聞いたのは、今までもよくなかったけれども、本当に大変な事態だなと思いました。

そういう点で、今度の補正は補正でいいということなのですからけれども、やはり一層の、これは1つの町だけでどうこうという問題ではないとは思いますが、支援策なり検討していく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

町としましては、今回の補正予算で計上しておるところでございますけれども、状況を見まして、今後につきましては県または国のほうにそういうことを申し上げて、そちらのほうで何とか対応していただきたいというような考えでございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

対応していただきたいと。私も言いましたけれども、1つの町で何とかなるという話ではないと言いましたが、今、今日補正予算として出ているだけですけれども、今後いずれそういったところも注視し、価格とか農家の声も聞きながら、迅速な対応も取っていくことも求めたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

地域課題対応事業についてお伺いするわけです。26ページ、29ページ、30ページ、それぞれ3件、都合500万が計上されています。この地域課題事業は何年度の要望として対応されているのか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

こちらは詳しくは何年度の要望ということで、新規のものもあれば……ちょっと少々お時間ください。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今手元に一覧表があるのですが、いつからの要望というところがまだ確認はできてはおりませんが、新規のものが外山橋の木橋の架け替えというところになっております。それで、こちらにつきましては、これまでもご説明申し上げたとおり、町がやるものと地域が中心となっているものということと、それからそれ以外の国や県等が行うものということで整理した中で、まずは今回は当初予算500万円を使うということですので、それぞれ過去から要望が上がってるものを中心に、最終的には緊急度、一番これから降雨の時期になりますので、そういう災害等の人命とか財産を守るという視点から、急遽新規のものでも対応することもございますので、そういった中で今回3事業を選定させていただいたところであります。今後この予算につきましては1,000万ほど予定しておりますので、9月補正で今度は対応したいと思うのですが、順次、また優先順位を区長さんともその辺情報を共有しながら、公開しながら対応してまいりたいというふうなことでございますので、ご質問のことからしますと、過去からここ二、三年に上がってきているものが中心となっているということですが、今回は新規のものが1件ございますということでございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

分かりました。過去分が2件だということなわけですけれども、残り500万で、あとはどのようにこれまで継続要望されている地域課題に対応していくかということなのです。なぜここにちょっと私こだわると言いますと、いわゆる地域課題として出されている様々な要求、これは単発で出るのもあれば、さらに何年も継続して出ているものもあるわけです。産業建設常任委員会として、継続して出ている箇所について実は現地調査をして、実態がどうなっているかということ調べました。

その上で、担当課の中でいわゆる事業着手に向けた優先順位などをしっかりとつけて対応する必要があるのではないですかということ委員会として結論づけてきているわけです。もちろん今、総務課長言われましたように、幾ら継続されている課題であっても、緊急避難的に直ちに人命尊重の立場でやらなければならないということがあることは否定はしませんけれども、しっかりとやっぱり計画的に対応していかないといけないのだろうというふうに思います。

特にも、令和4年度に向けての各行政区からの地域課題要望の取りまとめが今月中には行われるのだろうというふうに伺っているわけでありますけれども、そういったものについてもしっかりと今お話をさせていただいた内容で対応していただきたいものだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今のところ出されたものを整理しますと、今回地域課題として町が行うべきというふうに上げられておりますのは総数で64件ございまして、そのうち新規が29件ございます。あとはそれ以外

に自分たちで行うというものが23件ございますが、いずれ今おっしゃられたとおり、いろいろ現地を確認するということが重要だというふうに思いますので、道路関係であれば建設水道課とか、関係課と一緒に現場を見た上で、区長さんとも立会いをしてもらったりして確認はしたりするのですけれども、あとは区長会として、それぞれのほかの地域課題がどういう状況かというのも現地を確認している場合もあるのです。

これまでも、過去にはございましたが、いずれそういう現場を確認した上で、緊急度、本当にすぐ必要だということを確認できると思いますし、それ以外につきましても、先ほどもおっしゃられたように、継続して上げられていてもなかなか実施ができていないもの、これらについてはどういう対応方針なのか、なぜ実施ができないのかといったことを調べた上、中には外部の団体に、例えば改良区とか県とか、要望事態は伝えているのだけれども実施ができていないといったものもございます。そういったことを区長さんというか各行政区に伝えながら対応方針を明らかにした上で、あとは地域課題対応事業ではなくて通常の事業費ということで計上して行うということも場合によっては必要かと思しますので、それらを総合的に検討した上で、この事業は進めてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

この地域課題事業について、私も議員になって以来ずっと取り上げてきたといいますか、やってきたわけですが、今の岩淵課長の答弁を聞いていて、過去の答弁から一歩も二歩も前進をした答弁だなというふうにお伺いをしました。やっぱり出されてきたもの、地域課題、要望に対してしっかりと関係する課が現地を把握して、その上でこれは町がやるべき事業なのか、そしてなおかつ地域課題事業という限られた1,000万の中でやれる事業なのか。そうではなくて、建設水道課の事業として起こすべきものなのかと。そういったものの選別をしっかりと対応することが大切だろうというふうに思います。非常に建設的な課長の答弁だったなと思います。ぜひそのように進めていただきたいと思います。

次に、教育委員会にお伺いしたいのですが、34ページでございます。

学校管理費の中で中学校の体育館天井等修繕工事費というのが計上されてございます。この工事内容、「等」というふうに書いてありますから、「等」というものも含めてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、こちらの中学校費におけます体育館天井等修繕工事費の内容につきましてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、3月16日に福島県沖で発生しましたマグニチュード7.4というような地震で、当町におきましても震度5弱の揺れを観測したというところでございます。それで、こ

の際、平泉中学校の体育館におきまして、ステージ上の舞台幕のレールボックスが破損いたしましたし、あとはアリーナの天井の一部が破損といいますか亀裂の被害が生じたというものでございます。

それで、こちらの被害が発生したということがございまして、舞台幕の内容につきましては舞台幕のレールボックスの交換、あとは体育館の天井の木毛板の撤去工事に係る費用となっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

地震被害対策だということでも分かりました。補正でこれは組まれたわけですが、この間、指摘をしてきました小学校、中学校体育館の照明設備のLED化についての投資対効果の検証を行うのだということになってはいますが、予算措置がされていないように私は見受けているのですが、そのことについてどのように考えておられるかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

小中学校等におけるLED化につきましてでございますが、LED化に伴います費用につきまして大変高額というような形になってございますので、今後そちらの費用につきましては財政等々と協議しながら、LED化に向けて今後検討はしていきたいと、LED化の時期等につきましては、今後検討していきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

過去の質疑の議論からちょっと後退したなというふうに今の次長の答弁を聞いて思ったのですが、LED化にしたほうが経済的にもというか電気料的にも安く上がるということは教育委員会としても認識はしていると。ただ、投資対効果という面で言うと、それだけ費用をかけて、工事費用など含めてLED化して、果たしてペイするののかということを含めて検討するというのが過去の答弁でございますから、ぜひそのためにもしっかりと見積り、そういうものを取った上で、令和4年度予算にありませんから、ぜひ令和5年度予算に向けて、あるいは補正が組めるのであれば補正に向けて対応していただくように求めておきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

1 番、大友仁子です。

2 点あります。初めに、31ページの土木費、14節工事請負費特定空家等解体工事費、これが355万円。これは当該空家からの落雪により隣地のカーポートが被害を受けました。この壊れたカーポートなのですが、それは355万円に含まれているのかどうか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

特定空家から落雪し、カーポートが破損したわけですが、原因とすれば、空き家ということも考えられるわけですが、カーポートの所有者の保険のほうでカーポートについては復旧しております。

議長（高橋拓生君）

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

では、隣の方が保険で支払うということですね。

このような空き家は町内には何件くらいありますでしょうか。そして、それは今後どのようにするのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

空き家調査につきましては平成28年に行っております。そのとき、空き家につきましては152戸ございました。そのうち著しく危険な状態の空き家につきましては特定空家等として判断しております。特定空家等と判断したのは4戸ございます。そのうち1戸が今回解体する箇所になります。残りの3戸につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく前に、町のほうから所有者または相続関係人をお願いし、解体してございますので、この1棟を解体することによって、著しく危険な空き家はなくなるという状態にはなります。

ただ、今年度改めて空き家等については調査するという予定でございます。

議長（高橋拓生君）

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

次に、35ページ、教育費の幼稚園費について伺います。103万1,000円の減額になっておりますが、先ほど言いましたけれども、これは人事異動のための減額でしょうか。そして、退職者のための減額でしょうか。まずそれをお聞きします。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今回の補正の概要につきまして、人事異動に伴う人件費の調整というお話をさせていただいた

ところですが、今般、平泉保育所、幼稚園につきましては、正職員が1名減員となってございます。しかしながら、こちらにつきましては会計年度任用職員のローテーション等で対応ができるということもございまして、それらをトータルで考慮して現在の配置となっておりますが、ご質問のとおり、影響がこちらの減額というふうな形で現れているというふうに言えると思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

ということは、退職者でよろしいでしょうか、その方。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

退職者と言いますよりも人事異動で、実際保育士等の異動につきましては長島保育所と平泉保育所、幼稚園あるわけですが、そちらの異動というふうになるわけですが、それらの関係で、退職ということではなくて1名減員になっているということです。対応としましては会計年度任用職員が対応しておりますので、保育、例えば待機児童の問題であったりとか、そういう現場への影響はないというふうに確認を取った上での対応でございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

幼稚園児が今少なくなっているとちょっと伺ったのですが、その状況はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉幼稚園長。

平泉町立幼稚園長（千葉真由美君）

平泉幼稚園の在園児は現在26名ということになっております。昨年度の在園児が30名、今年度は26名となっております。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

私、先ほどの説明で不足しておりました。幼稚園につきましては再任用の職員が1名減となっておりますので、会計年度任用職員でカバーするというには間違いはないのですが、再任用職員は確かに継続しての雇用ではなくて、退職された方が1名いらっしゃるということでございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

分かりました。

その中に、一番下に12節の委託料、一般廃棄物収集運搬業務委託料1万円とあるのですが、これはどのような内容でしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

こちらにつきましては公共施設の一般廃棄物処理業務、ごみの収集です。こちら14か所ございます。平泉町役場、それから平泉消防分署も含め、あとは駐車場も含めて14か所を可燃ごみ週2回、資源ごみ月2回という形で収集委託しております。その中で、当初予算を編成する際に公民館と図書館が、今度新しい学習交流施設に機能が移転になるということもあったのですが、その後公民館につきましては6月まで町民の社会教育活動のために継続、図書館についても引っ越し、蔵書の移転のために6月まで運用というような形があり、それ以降については収集業務がないということになりますので、それらの調整を行った結果、それぞれの施設において若干予算が不足するという事態がありまして、今回6月補正で調整させていただくものでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

10番です。

26ページ、先ほどから値上げの話がありますが、いずれ肥料も大変な値上がりをするということで今回のこの補正がなされたものとは思っておりますが、18節のいわゆる畜産農家に対する補助ということになります、どのような手法でやるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

今回は4月1日時点で登録されている農家の牛の数、そちらはわかりますので、牛の頭数によって各農家に補助金を交付するというものでございます。

議長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

各畜産農家に直接振込なら振込にするということですね。

終わります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

30ページです。土木費の中の都市計画費、工事請負費です。特定空家等解体工事費355万、先ほどの同僚議員の関連になると思うのですけれども、説明の中に、現在除却の予算として計上されておりますが、除却された後の土地に関しまして、相続財産管理人制度により売却をするというふうな説明にもなっているようではございますけれども、これは町に帰属するものなのかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

升沢委員、31ページですね。

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

今回特定空家を解体することによりまして、平泉町は相続債権者となります。相続債権者として相続財産管理人の選任を申し立て、費用の支払いを請求するという手続に入りたいと思っております。ですが、その土地は町に帰属ということではなくて、財産管理人が売却をして、売却した費用を町で請求するという形になります。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

分かりました。それで、これに基づいた平泉町空家等対策に関する規則に基づいた勧告あるいは命令とか、そういった手順で進められていると思っておりますが、現在の特定空家の中でこれの進めている物件、それがいいのかどうかお聞きいたします。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

先ほどもお話しさせていただきましたが、特定空家と判断したのは4戸ございました。そのうち1戸が今回解体するものであります。残りの3戸につきましては、所有者または相続関係人に町のほうからお願いし、既に解体済みとなっているところでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

そのほかに特定空家として判断しているものはありません。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

稲葉です。

13ページの一番下のほうにマイナポイント事業とありますが、2点お伺いしたいと思います。

1 点目ですけれども、マイナポイント事業費補助金が290万とありますが、内容についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現在マイナポイントの申請受付をしておりますが、年間通して受付をしますので、サポートをいたしますので、それに関わる会計年度任用職員の費用ということになります。

議長（高橋拓生君）

2 番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

2 点目ですけれども、6 月から健康保険証とのひもづけが始まっていると思うのですが、平泉町における今の状況等分かりましたらお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

現在、保険証とのひもづけの件でございますが、手元に件数についての資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

5 番、阿部圭二です。26ページの18節なのですが、高単価りんどう品種作付転換についての支援がありますけれども、これはやっぱり単価が高いからりんどうをとということだったのでしょうかというのをお聞きしようかなと思ったのですが、それに加えて、ほかの品種も考えているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

単価の高い優良品種のりんどうを作付転換もしくは新規作付する方に対する補助でございます。優良品種というのは全部で58種類、岩手県のほうで指定されております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

県内ではそうでしょうけれども、平泉町でも何か考えているものはあるのでしょうか。これからりんどう以外にという部分も聞こうかなと思ったのですが、考えている部分あるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

現在のところ、町で新しい品種というようなところまではまだ考えでございません。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

もう一点、このページなので聞きたいなと思ったのですが、主食用水稲作付燃油・資材高騰支援のものなのですが、これについてどのような形でやるのかというのをお聞きしたいのですが・・・。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

すみません、どのような形で支援していくのかというのをお聞きしたいのですが。支給の方法です。同じ26ページの18節なのですが、燃料について、資材高騰支援についての支給の方法をお聞きしたいのです。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

7月、8月に対象者に向けて交付申請書のほうを送付させていただきます。交付申請を受けた後、9月末頃には水田台帳というものが各農家から上がってきますので、そちらで最終的な面積を確定させまして、10月ぐらいから支給のほうを始めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

1反当たりか1間か分からないですけれども、どういう形、どれぐらいの金額になるのですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

10アール当たり1,500円というような単価でございます。

議長（高橋拓生君）

答弁漏れもありますので、ここで一旦暫時休憩といたします。

13時から再開いたします。

休憩 午前11時58分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

皆様に申し上げます。発言の際は議案書のページをお示ししてください。マイクを口元に向けて、赤いランプがつかましてから発言をお願いいたします。

先ほどの高橋議員、大友仁子議員の質疑に対して、岩渕総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議案書30ページの土木費の4目橋梁維持費、14節工事請負費260万円の補正額の外山入口橋修繕工事費に関する高橋伸二議員のご質問に対し、私、説明の中で橋の架け替えという表現を使用してしまいましたけれども、こちらは修繕工事費となりますので、補修というふうな工事の内容となりますので、お詫びして訂正をいたします。

また、議案書35ページ、10款教育費、4項幼稚園費の2節の職員給料57万6,000円の減に関しまして、大友仁子議員からご質問いただいた中で、私、この減額補正の内容につきましては再任用職員の退職に伴うものというふうに回答いたしました。退職された再任用職員は平泉保育所の所属でございまして、幼稚園の職員につきましては増減はございませんので、今回の異動に伴いまして職員の年齢構成が変わったことによりまして減額が生じたという、そういう内容でございますので、お詫びして訂正をいたします。申し訳ありませんでした。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員、大友仁子議員、よろしいでしょうか。

先ほどの稲葉正議員の質疑に対し、千葉町民福祉課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

稲葉議員から、マイナポイント事業費補助金に関して、マイナンバーカードを保険証として利用している人数についてのご質問がありました。こちらのほうで国民健康保険、社会保険等加入者全体についての利用者数については分かりかねるところがございしますが、マイナンバーカードと国民健康保険証として利用している人数につきましては、令和4年4月19日現在で43名ということになっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉議員、よろしいでしょうか。

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

合わせて、あと免許証と銀行口座のひもづけもご案内していると思うのですが、その辺の今の窓口への相談件数とかどのようになっているか、分かれば。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

銀行口座の登録についての人数ですけれども、こちらのほうでも把握はしておりませんが、ご自分でポイント申請をするということになってございます。なかなか自分では端末がなくてできないという方が役場のほうにおいでいただいて、そこでパソコンを使いながらご支援をしているという状況ですが、週に数名程度ずつ今来ているということになっておりますので、それはポイントの申請の前段階という相談もありますけれども、ちょっと正確に何人という数字は出ておりませんが、毎週1人、2人と来ているという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

免許証はまだマイナンバーカードと一体にはなっておりませんので、今後検討が進められて正式に導入の運びになろうかと思いますが、今現在、明確に令和何年度というふうにはまだ示されていない段階でございます。

議長（高橋拓生君）

質疑についてほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第32号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案第32号の補足説明をいたします。

議案書の45ページをお開きください。

議案第32号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

このたびの補正予算の歳出につきましては、令和4年度人事異動に伴う職員給料などの人件費の予算調整等によるものでございます。

それでは、46ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございませう。

1款使用料、1項駐車場使用料4万5,000円の減額。これは中尊寺第1駐車場の使用料収入の減を見込んでおります。

歳入合計4万5,000円の減額となります。

続きまして、47ページをご覧ください。

次に、歳出でございませう。

1款総務費、1項総務管理費4万5,000円の減額。これは人件費11万5,000円の減額と一般廃棄物収集運搬業務委託料7万円の増額によるものです。

歳出合計4万5,000円の減額となります。

以上でございませう。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

議 長（高橋拓生君）

日程第6、議案第33号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案であります補正予算案件1件につきましてご説明いたします。

議案書その2、3ページをお開き願います。

議案第33号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和4年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,088万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,635万3,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案書その2の3ページをお開きください。

議案第33号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、このたびの補正予算案件につきましては、コロナ禍におきまして原油価格、物価高騰の影響を受けております子育て世帯の生活支援として実施します、いわて子育て世帯臨時特別支援金の速やかな支給のために必要な予算を計上するため追加提案させていただくものでございます。

それでは、4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金1,829万9,000円。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

15款県支出金、2項県補助金1,217万4,000円。これはいわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金41万1,000円。これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額3,088万4,000円でございます。

次に、5ページ、歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費3,088万4,000円。これにはいわて子育て世帯臨時特別支援金3,060万円が含まれております。

歳出合計補正額3,088万4,000円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

以上で、本定例会6月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、令和4年平泉町議会定例会6月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時13分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 氷 室 裕 史

同 阿 部 圭 二